

高坂駅東口第一土地区画整理事業
区画整理だより

第 34 号

令和 6 年 11 月

発行：東松山市都市計画部
高坂区画整理事務所

皆様におかれましては、平素より土地区画整理事業の推進に対しまして格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今後も皆様の更なるご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

換地処分を行いました

高坂駅東口第一土地区画整理事業は、関係権利者の方への換地処分通知の送付を完了し、
11月8日（金）に県知事にて換地処分の公告がなされました。

○換地処分の効果

換地処分の公告の日の翌日（11月9日）から、次のような効果が発生します。

- ・従前の土地に存したすべての権利が換地に移行し、地番等の所在が変更します。
- ・換地処分通知に記載された清算金が確定します。なお、清算金の徴収・交付に関する手続きは令和7年2月以降を予定しております。詳細は、改めてご案内いたします。

○換地処分に伴い不要となる手続き

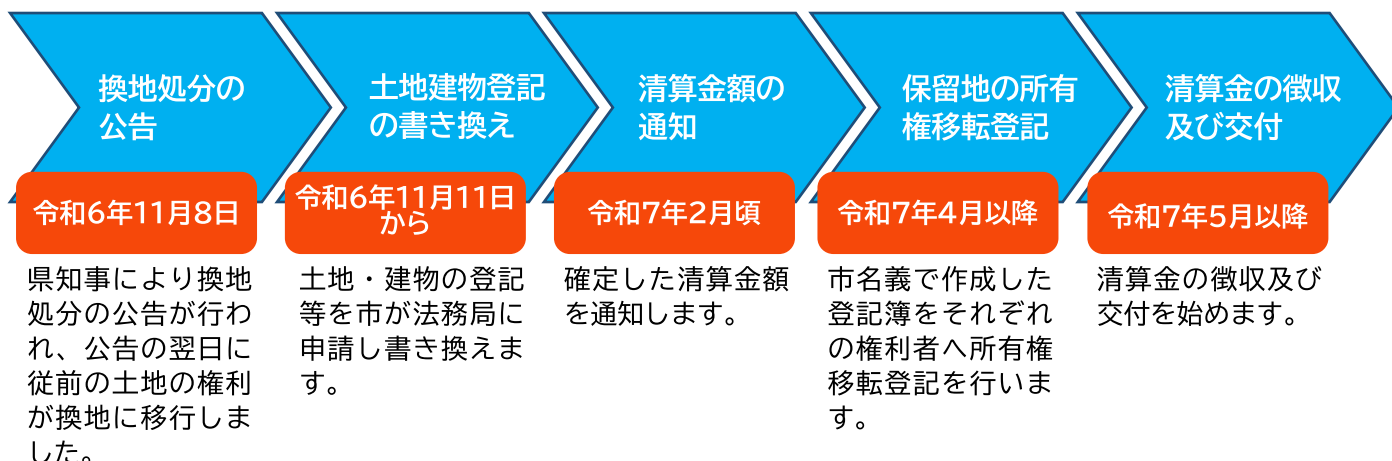
換地処分の公告に伴い、次の手続きが不要となります。

- ・建築物（工作物含む）の新築・増築・改築等について、土地区画整理法第76条による許可申請の必要がなくなります。
- ・土地の分合筆等の手続きには施行者（東松山市）の確認が必要でしたが、不要となります。
なお、新たに土地を分合筆する場合は法務局へ登記申請することになりますが、区画整理登記が完了するまでの間は登記事務が停止されますのでご注意ください。

清算金の分割払いについて

清算金とは、従前地と換地の不均衡を解消するための金銭で、令和7年2月頃に「清算金等金額通知書」の送付を予定しています。**交付**の清算金は一括でお支払いしますが、**徴収**の清算金は金額に応じて分割納付を選択することができます。分割納付を希望される場合は、手続きが必要となります。詳細は「清算金等金額通知書」にて案内させていただきます。

今後の事業予定



※関係機関との調整や協議等によりスケジュールが変更となる可能性がありますのでご了承ください。

不動産登記閉鎖について

換地処分の公告の日の翌日（11月9日）から登記の書替えが完了するまでの間（令和7年4月頃まで）施行地区内の土地及び建物に関しては、所有権移転、権利の設定、抹消等の登記申請ができません。（登記閉鎖）

売買等で登記を行う予定がある場合にはご注意ください。

登記閉鎖が解除された際には、改めてお知らせいたします。

保留地の登記について

保留地の登記は、現在法務局にて施行者（東松山市）名義で作成中です。各購入者への名義変更は令和7年4月以降に行います。名義変更の手続きは施行者（東松山市）が行いますが、所有権移転登記にかかる登録免許税は各購入者の負担となります。今後の手続きについては別途お知らせします。

貸店舗、共同住宅等をお持ちの皆様へ

高坂駅東口第一土地区画整理事業地内に貸店舗、共同住宅等をお持ちの方は、変更後の住所（所在地）を不動産管理会社等の関係者へお伝えください。

高坂駅東口第一土地区画整理事業について、ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

【高坂区画整理事務所】

〒355-8601 埼玉県東松山市松葉町1-1-58

TEL0493-35-0112 FAX0493-24-8857

